

# 居宅療養管理指導について

1 当院は、愛知県知事指定の居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という）実施施設です。（事業所番号 2312101872）

## 2 居宅療養管理指導等の目的

医師が行う居宅療養管理指導等は、ケアマネジャーが作成するケアプランに必要な情報提供や、利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言を行います。

特に介護施設に入居中の方には施設従事者に介護サービス提供のための指導・助言を行います。

## 3 実施時間

医師による居宅療養管理指導等

※訪問診療や往診時に行います。

## 4 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は岡崎市市内です。

## 5 利用料等

<介護保険の利用料（窓口負担）>

医師による居宅療養管理指導等（1回につき：月2回まで）

単一建物 居住者数	在医総管・施設総管を算定しない場合			在医総管・施設総管を算定する場合		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1人	515円	1,030円	1,545円	299円	598円	897円
2～9人	487円	974円	1,461円	287円	574円	861円
10人以上	446円	892円	1,338円	260円	520円	780円

<その他の費用>

訪問診療や往診、それに伴う治療の費用、及び、治療に関する電話相談等の場合は、医療保険として取り扱われ、医療保険の一部負担が別途かかります。

## 6 秘密保持

- ① 居宅療養管理指導等を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。
- ② ただし、ケアプラン作成のために患者さんの情報を居宅介護支援事業者に提供する必要があります。この情報については、患者さん又は家族の了解のもとで、居宅介護支援事業者に提供します。

## 7 相談・苦情処理

居宅療養管理指導等に関する相談や苦情があれば、いつでも担当者にご相談下さい。

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

### (1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

- ① 相談や苦情に対する常設の窓口として、下記の担当者を設置する。

担 当 者 事務長 有賀 健

連絡先電話番号 0564-22-3232（病院代表）

- ② 担当者不在の場合であっても、基本的な事項について従業員全員が対応できるよう指導する事とともに、担当者に内容を引き継ぎ、相談・苦情への対応が早期に行えるように配慮する。

### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制、手順

- ① 苦情があった場合は、直ちに利用者等と連絡を取り、事情を聞き、苦情の内容を把握し必要な対応を行う。
- ② 苦情の内容によっては、市区町村や居宅介護支援事業者等と連絡を取り必要な対応を行う。

### (3) その他参考事項

必要に応じ医学的観点から、他の事業者との連絡調整を行い、苦情が発生しないよう努力する。

## 指定居宅療養管理指導、指定介護予防居宅療養管理指導運営規定

**第1条** 三嶋内科病院が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」とする）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

**第2条** 要介護状態又は、要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

**第3条** 三嶋内科病院が実施する居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2. 居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### （事業所の名称及び所在地）

**第4条** 居宅療養管理指導等を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人 十全会 三嶋内科病院
- (2) 所在地 岡崎市六供町3丁目8-2

### （従業者の職種、員数及び職務内容）

**第5条** 居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

医師 9人（兼務常勤）

※医師は居宅に訪問し、医学的観点から居宅介護や居宅介護サービスの計画の作成等に必要情報提供を行うとともに介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

### （居宅療養管理指導等の種類及びサービス提供日、提供時間）

**第6条** 居宅療養管理指導等の種類及び提供日、提供時間は次のとおりとする。

医師による居宅療養管理指導 月～金曜日 午前9時～午後18時

訪問診療や往診時に行います。

※ただし、国民の休日、12月30日～1月3日、8月15日を除く。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は岡崎市市内である。

(利用料その他の費用の額)

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、窓口負担は下記の額とする。なお、介護保険の一部負担金につき公費負担がある場合はその分を減免する。

医師による居宅療養管理指導等 (1回につき：月2回まで)

単一建物 居住者数	在医総管・施設総管を算定しない場合			在医総管・施設総管を算定する場合		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1人	515円	1,030円	1,545円	299円	598円	897円
2～9人	487円	974円	1,461円	287円	574円	861円
10人以上	446円	892円	1,338円	260円	520円	780円

(その他運営に関する留意事項)

第9条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は三嶋内科病院が定める。

(付則)

令和2年10月1日

令和3年4月1日改定

令和6年6月1日改定